

盛岡広域振興局長告示第2号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和4年1月7日

盛岡広域振興局長 高橋 達也

1 児童発達支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0351600069	エコルド滝沢教室	滝沢市葉の木沢山506番地28	株式会社グレイス	令和3年12月1日

2 放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0351600069	エコルド滝沢教室	滝沢市葉の木沢山506番地28	株式会社グレイス	令和3年12月1日